

平成 26 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	10	05	02	0401	自治公民館整備事業	
総合計画	分野	地域づくり				
	政策	4-1	地域主体のまちづくり			
	施策	1	地域づくりへの参加促進			
目的	地域づくりの場である施設の整備を支援					
対象	市内自治公民館を利用する市民					
意図	公民館が市民にとって快適な環境に整備され、コミュニティ活動が推進される。					
事業概要						
○自治公民館整備事業補助 市内の自治公民館の新築及び改修（水洗化を含む）事業に対し、花巻市自治公民館整備事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付 補助金交付 20館						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催 後援・協賛	○ 実行委員会・協議会 補助・助成	事業協力・協定 委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
① 補助金交付件数	館		計画	21	21	
			実績	19	20	
②			計画			
			実績			
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
① 整備された公民館等の数	館		目標	21	21	
			実績	19	20	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		○	概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
行政区長を通じ前年度に要望を募っており、修繕が必要な自治公民館を把握し目標値を設定している。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	地域活動の振興を図るために、その拠点となる施設の整備を市が支援することは必須である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	市内自治公民館は250館以上にも及び、老朽化している自治公民館が多いので、今後も継続して補助を行うことは必須である。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	より低価格な工事を行うため、事前に見積もりを取りながら進めているので削減の余地はない。 職員が関わるのは、補助金交付事務であり外部への委託に馴染まない。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	市内自治公民館が対象であり、補助金交付要綱に基づき交付しているため適正である。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	
総合評価		
地域づくりの場である自治公民館が整備されたことにより、市民の地域活動を行う環境が整えられた。結果施設の利用率が増加しコミュニティ育成の推進につながるものと期待される。		

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	10	05	02	0401	自治公民館整備事業

単位：千円

		25年度 決算額(A)	26年度 決算額(B)	27年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費			10,529		10,529
財源内訳	国・県				
	地方債				
	その他				
	一般財源		10,529		10,529

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

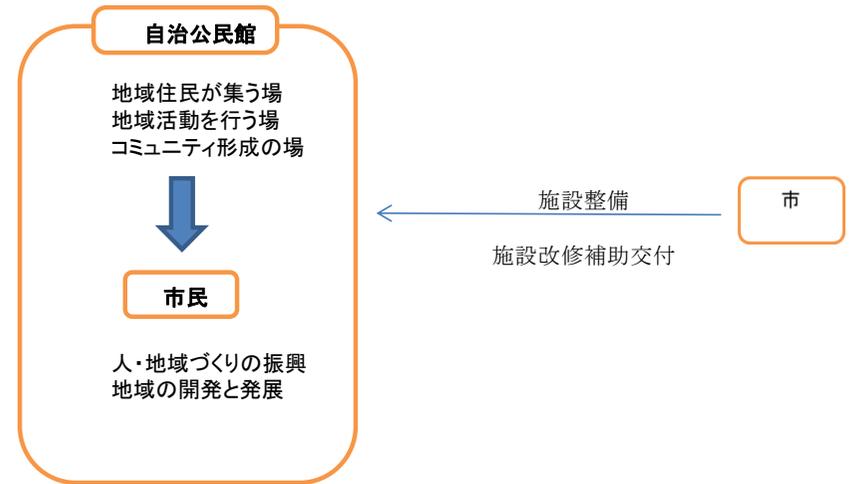
部経営方針における目標
地域主権のまちづくりを進めます。

事業開始の背景・経緯
施設整備費用は、利用している地域住民だけでは負担が大きいため。地域づくりの場の整備は市の責務であるため。

事業概要
○自治公民館整備事業補助
市内の自治公民館の新築及び改修（水洗化を含む）事業に対し、花巻市自治公民館整備事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付 補助金交付 20館

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等
自治公民館長は、任期によって変わる場合があるので事業内容の周知は毎年度詳しく周知することが必要である。

《事業手法の詳細》



①自治公民館整備事業補助 8,349千円
[交付先] 市内自治公民館 20館
[内容] 自治公民館の新築・改修の工事費に対して補助

補助対象経費	補助率	限度額
新築又は改築に要する経費	3分の1以内	99㎡未満 3,000千円
		99～165㎡未満 3,600千円
		165㎡以上 4,200千円
増築、改修及び修繕（30万円を超える事業）に要する経費	3分の1以内（公共下水道・農業集落排水に係る給排水設備・合併処理浄化槽の設置に要する経費は2分の1以内）	180万円